

金融仲介機能の ベンチマークの活用

2023年度
大阪厚生信用金庫

「金融仲介機能のベンチマーク」の公表について

平成28年9月に金融庁から「金融仲介機能のベンチマーク」(以下「ベンチマーク」)が公表されました。

ベンチマークは、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示しています。

当金庫もその趣旨を踏まえてディスクロージャー誌の中で、令和4年4月～令和5年3月までの取組みを開示いたします。

地域金融機関として、現在のお取引の有無に関わらず、当金庫を身近に感じてもらい、当金庫の具体的な取組みを十分に理解いただける分かり易いものを公表したいという思いから、従来より本ベンチマークの開示にあたっては、当金庫オリジナルキャラクターとして「ベンチちゃん」「マーくん」を作成し、開示をしています。

今年度は「新しい日常」をイメージしています。あたりまえの日常の大切さを知ったコロナ禍。ポストコロナの時代が幕を開けた今、皆様の大切な日常を支え続けていく金融機関でありたいという思いで、日常の「朝・昼・晩の街の風景」を表現しています。

今後も多くのお客様にとって、ニーズや課題解決に応えられる金融機関であるために、ベンチマークを着実に実行してまいります。



それでは、Let's go!!

今回もわたし、「ベンチちゃん」と「マーくん」がわかりやすくご案内します

令和5年
3月末基準

1 取引先企業の経営改善や成長力の強化

共通ベンチマーク

1

金融機関がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース。以下断りがなければ同じ)、及び、同先に対する融資額の推移

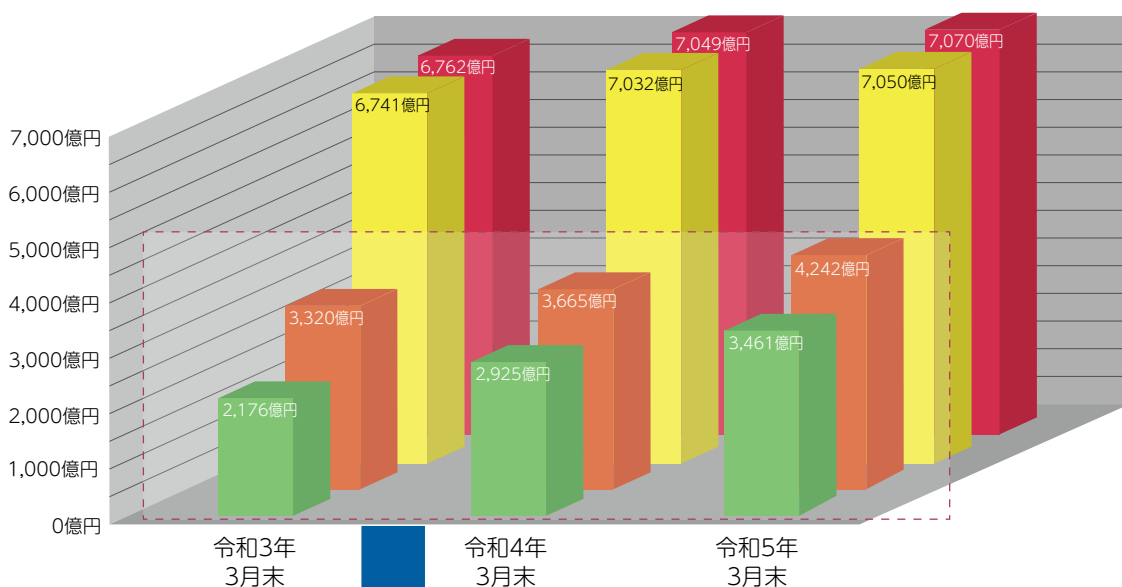
当金庫をメイン先として
いただいているお客様と
一緒に成長中です!

大阪厚生信用金庫は
連続貸出金増加♪



貸出金の推移

■ 貸出金総額 ■ 貸出金総額のうち中小企業者 ■ 中小企業者のうち当金庫メイン先 ■ 当金庫メイン先のうち経営指標の改善が見られた先



当金庫をメイン取引金融機関として下さっている先の経営指標を表しています

貸出先数の推移(グループ数)

	当金庫メイン先	経営指標の改善が見られた先	改善割合
令和3年3月末	563先	342先	60.74%
令和4年3月末	684先	460先	67.25%
令和5年3月末	706先	555先	78.61%

当金庫の定義

- ・経営指標 : 前期決算期との比較で「売上高」もしくは「営業利益率」が改善されていた先
- ・グループ数 : 名寄せベースでの抽出(財務データが揃っていない先は抽出対象外としています。)



2 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

共通ベンチマーク 2

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

下記の円グラフは計画の達成状況を表しているんだ!

条件変更となったお客様とは改善までの道のり「経営改善計画」を作成して正常化に向けての取り組みを一緒に行っているよ!



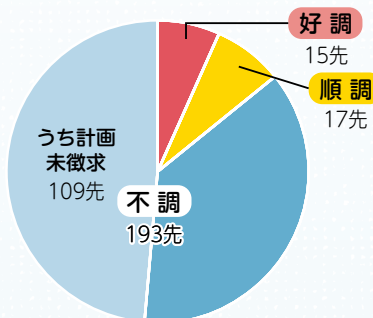
条件変更先の計画達成状況

《定義》

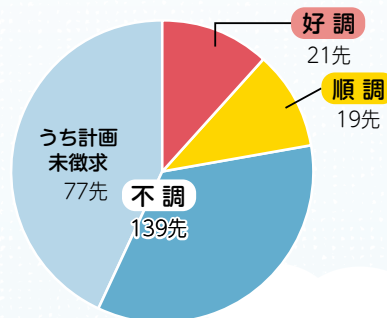
- **好調** 120%超
- **順調** 80%~120%
- **不調** 80%未満

に区分 ※経営改善計画のない企業は不調に含める

令和4年3月末時点
条件変更先 225先



令和5年3月末時点
条件変更先 179先



共通ベンチマーク 3

当金庫が関与した創業・第二創業の件数

当金庫が関与した創業・第二創業の件数	令和5年3月末
	36件

※共通ベンチマーク 4の設立年月日のデータを基に抽出しております。

2 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

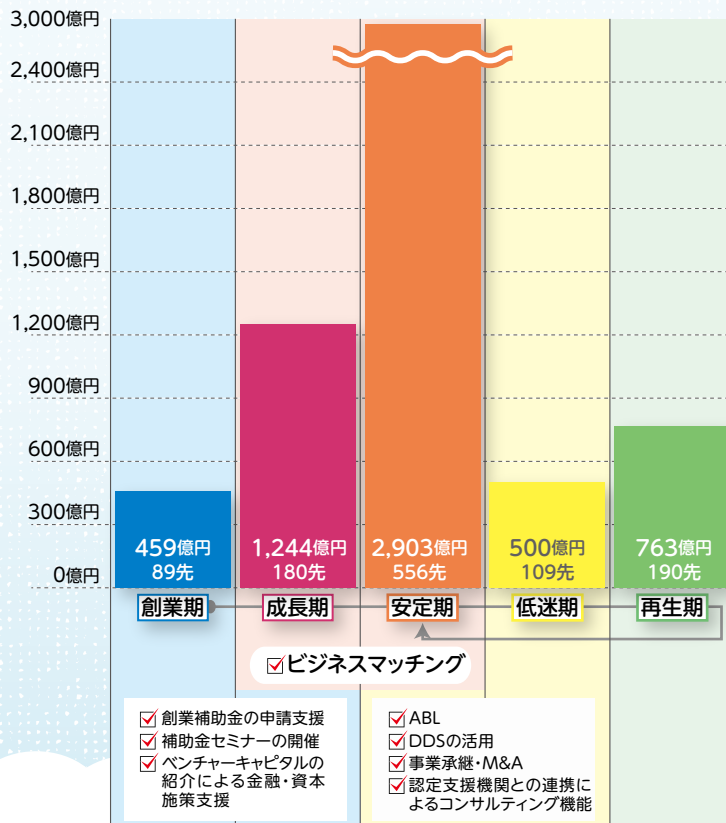
共通ベンチマーク 4

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額

《定義》

- 創業期** 創業、第二創業から5年まで
- 成長期** 売上高平均で直近2期が過去5期の120%増
- 安定期** 売上高平均で直近2期が過去5期の120%~80%
- 低迷期** 売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満
- 再生期** 貸付条件の変更または停滞がある期間

※振り分け
再生期 > 創業期 > 成長期・安定期・低迷期



※個人事業主や財務データが不足している先は対象外としており、令和5年3月末は1,124先を対象とし抽出

3 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

共通ベンチマーク

5

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

2 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

選択ベンチマーク

5

- ・事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数
- ・労働生産性向上のための対話を行っている取引先数

Q 事業性評価に基づく融資って?

A 平成29年度以降は当金庫が作成した「取引先概要表」を活用し事業性評価への取組みを促進してまいりました。その結果、新たに「お取引先と対話を行った結果、ニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)を提示させていただいたお客様」も「事業性評価」の定義に加え、事業性評価に関する指標を抽出しております。

Q 課題解決型金融って何?

A 事業者が抱える様々な経営課題に向き合い、当金庫のノウハウを駆使し、融資提案を行い、支援(新規融資実行)につなげるという当金庫の強みでもある融資推進方法であり、企業の財務面、経営戦略面での明確な課題に対し、ソリューションの提案を主体とした取り組みです。

こちらのベンチマーク2項目は「事業性評価に基づく融資」という同じキーワードに関する指標です。



	令和5年3月末
事業性評価に基づく融資を行っている。 事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先	48先

《当金庫の「事業性評価」の定義》

令和5年3月期は

- 当金庫の「課題解決型金融」
- 「こうせい売債ローンきずな(売掛債権担保融資)」
- 「こうせいABLローンきずな(動産担保融資)」
- お取引先と対話を行った結果、ニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)を提示させていただいたお客様としております。

不動産担保や第三者保証に過度に依存しない金融の円滑化を図る一環として、下記の商品を取り扱っています。

● 「こうせい売債ローン きずな」(売掛債権担保融資)

- ・平成19年より全国に先駆けて、売掛債権を担保とした融資商品として、こちらの商品を取り扱っています。
- 本商品の主な特色は、①原則、保証人不要(代表者、第三者ともに不要)
- ②融資期間は12ヶ月以内で、返済方法は5年間元金均等返済相当分です。
- また、債権譲渡登記期間を超えない範囲で、1年ごとに見直し、継続的に融資のお申込みができます。

- ・令和5年3月末実績20先、残高21億円
- ・平成19年度の取扱開始から、198先の方に活用いただいております。

《資格取得》■動産担保融資 3級(金融検定協会) ■フィールドイグザミネー育成講座受講

● 「こうせいABLローン きずな」(動産担保融資)

- ・平成24年12月よりABLの取扱いを開始しました。

経営改善支援取組み先に対する支援

「経営改善支援取組み率」「再生計画策定率」「ランクアップ率」

経営改善支援取組み先を選定し、経営改善支援検討委員会を開催、支援方針の策定・見直しを定期的に協議しております。

地域密着型金融の取組みにかかる主要計数について

		主要計数	
経営改善支援取組み率(正常先を除く)	0.6%	経営改善支援取組み先数	8
		期初債務者数	1,280
再生計画策定率(正常先を除く)	100%	再生計画策定先数	8
		経営改善支援取組み先数	8
個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組みの件数		件数	11
		残高(百万円)	333

(注)個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組み計数は、当金庫の売掛債権担保融資商品である「売債ローンきずな」、流動資産担保融資商品である「ABLローンきずな」を、令和4年度に融資した先のうち無保証・無担保の件数・金額を記載。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」)の「平時」「有事」「事業再生計画成立後のフォローアップ」の各段階において、中小企業、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化することを目的に「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、事業再生や廃業にかかる総合的な考え方や指針を示すものとして「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定、2022年4月15日から適用されました。

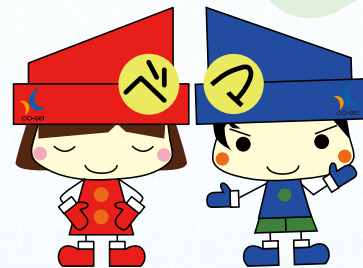
当金庫は、お客様の事業再生等の局面において、本ガイドラインを尊重し対応するよう努めて参ります。

4

「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

当金庫は、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会から公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、保証契約を締結する場合、また保証人のお客さまから本ガイドラインに即した保証債務の整理のお申し出があった場合等は、同ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めております。

当金庫は、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組んでまいります。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資のより一層の推進に努めます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切ナリスク管理体制の下、地域経済の活性化に向け、金融仲介機能の発揮と金融の円滑化に取り組んでいます。

また、地域に根差した金融機関として、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け本ガイドラインを尊重し、本方針に沿った取組みを進めてまいります。

2. 経営者保証をいただく場合には、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明いたします。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性についてお客さまの意向を踏まえたくえで検討いたします。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証をご提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

3. 既存の保証契約の解除や見直し等、お客さまからのご相談について真摯かつ柔軟に検討いたします。

- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等のお申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めるが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。



保証債務整理を行うにあたっては、保証人の方の資産・収入の状況、主債務にかかる物的担保等の設定状況等を踏まえて総合的に勘案し、保証債務履行請求の範囲の判断等について適切な対応を誠実に実施いたします。

- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理のお申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

なお、ガイドラインに則ったお申し出には、「法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている」ことが前提であり、一定要件がございます。

一定の要件等は次頁以降の『「経営者保証に関するガイドライン」にかかるご説明』をご参照ください。

以上

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	85件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.0%
保証契約を解除した件数	50件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

選択ベンチマーク

11

「経営者保証に関するガイドライン」の活用先数、及び、全与信先に占める割合

《 定義 》

ガイドライン活用先(債務者ベースで算出)

- ① 新規に無保証で融資した件数
- ② 経営者保証の代替的な融資手法(ABL等)を活用して融資した件数
- ③ 保証契約を変更した件数(保証金額を減額した件数)
- ④ 保証契約を解除した件数
- ⑤ ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数

	令和4年度
全与信先数 ①	1,124先
ガイドライン活用先数 ②	81先
② / ①	7.2%

経営者保証ガイドラインの特則の対応について

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」の特則内容に則り、令和2年4月1日より、運営を開始しております。

主な内容としては、原則前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めない。安易に二重徴求が継続しないよう、適切に管理・見直しを行うこととなっております。当金庫では、運用にあたっての規程及び判断フローの策定、特則内容の周知を全店に行いました。

6

「経営者保証に関するガイドライン」とは…

中小企業や小規模事業者（以下あわせて「中小企業」といいます）の経営者が金融機関と締結している個人保証（経営者保証）については、中小企業の資金調達の円滑に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小企業の活力を阻害する面もあり、**経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在します。これらの課題にかかる方向性を具現化することを目的として制定されたのが「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます）です。**この中で、保証契約を検討する際や、債権者が保証履行を求める際における中小企業・経営者・金融機関の自主的なルールを定めています。

なおガイドラインは中小企業の経営者保証を主たる対象としていますが、必ずしも経営者保証に限定しておらず、第三者による保証を除外するものではありませんので、申し添えます。

ガイドラインの本文・Q&A等については、
日本商工会議所または全国銀行協会のウェブサイトから
ダウンロードできますのでご覧ください。

同ガイドラインの詳細につきましては、下記の各ホームページ
をご参照ください。



←日本商工会議所
(<https://www.jcci.or.jp/>)

全国銀行協会→
(<https://www.zenginkyo.or.jp/>)



金融機関が経営者保証を必要とする主な理由

- 法人と経営者が実質的に一体となっている場合の経営への規律付け
- 企業の信用力の補完の必要性 等



1. 主たる債務者および保証人に求められる対応

次の3つの要件を満たす経営状況にある場合、ガイドライン適用の可能性があり、経営者保証を求めない可能性もしくは経営者保証に代替する融資手法を活用できる可能性があります。

1

法人と経営者との
関係の明確な
区分・分離
(法人個人の一体性の解消)

例

次のように改善を図ることで、法人個人の一体性の解消を図ることができます。

- 法人から経営者に対し、事業上必要が認められない貸付等資金の流出を防止する
- 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人の所有とする

2

財務基盤の
強化



例

経営者保証は、主たる債務者の信用力を補完する手段の一つとして機能している一面があることから、経営者保証を提供しない場合においても、事業に必要な資金を円滑に調達するために、財務内容の改善、返済能力の向上を図ることが求められます。法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況にあることが期待されています。

次のような状況にある場合、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る状況といえます。

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合
- 業績がやや不安定であるものの、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合
- 内部留保は潤沢でないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合

3
財務状況の
適時適切な
情報開示

資産負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等融資判断に必要な情報について、正確かつ丁寧に信頼の高い情報を開示・説明することにより透明性を確保することが求められています。

例 次のような対応が必要となります。

- 貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、これら決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を提出する
- 年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告を行う
- 事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的な報告を適時適切に行う

《中小企業の経営状況》

- 1 法人・個人の一体性の解消
 - 2 財務基盤の強化
 - 3 適時適切な情報開示
- 外部専門家の支援

1～3の
要件を
充足した
場合

経営状況、資金使途、
回収可能性等を総合的に
判断する中で、経営者保証
を求めない可能性、代替
的な融資手法を活用する
可能性について当金庫が
検討します

- 経営者保証なし
- 経営者保証の解除
- 停止条件付保証契約
- 解除条件付保証契約
- ABL
- 金利の一定の上乗せ

2. 対象債権者に求められる対応



1
経営者保証に
代替する融資手法
の開発

債権者には、経営者保証に依存しない融資を促進するために、経営者保証に代替する融資手法のメニューの充実が求められています。

例 経営者保証に代替する融資手法として、次の対応が考えられます。

- 解除条件付保証契約
- 停止条件付保証契約
- ABL
- 金利の一定の上乗せ

2
経営者保証を
求めない可能性、
代替的な
融資手法の活用
の検討

主たる債務者において、次の①～④の4要件が将来にわたって充足すると見込まれるときは、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用できる可能性が高まります。主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、主たる債務者のご意向も踏まえたうえで、これらの適用について検討してまいります。③の要件を補完するものとして、⑤の要件を検討する場合があります。

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること

例 次のような点がチェックポイントとなります。

- 本社、工場、営業車等事業に必要な営業用資産はすべて法人が所有していることが望ましいといえますが、一部について法人以外の者が所有している場合には、法人から適切な賃料が支払われていること
- 自宅兼店舗、自家用車兼営業車など経営者が所有している物件を利用している場合には、経営者に対して適切な賃料が支払われていること
- 法人の資産を経営者からの借入金の担保として提供していないこと



②
 経営者保証を
 求めない可能性、
 代替的な
 融資手法の活用
 の可能性の検討



② 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと

例 次のような点がチェックポイントとなります。

- 役員報酬・配当・役員向け貸付金等が同業・同規模の他社の平均を超えて過大となっていないこと
- 経営者ならびに親族に対する給与が同業・同規模の他社の平均を超えて過大となっていないこと
- 法人から経営者に対し、事業上の必要性が認められない資金の流出（貸付、未収入金、仮払金等）が行われていないこと

③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること

例 次のような要件に照らし借入返済が可能と判断できることが必要となります。

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること
- 法人の内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できること
- 今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い 等

④ 適時適切に財務状況等の情報開示がなされていること

例 次のような点がチェックポイントとなります。

- 決算書、各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を作成し、債権者の定めた日までに遅滞なく提出していること
- 税務署の受領印（電子申告の場合、受付通知）がある税務申告書控（付属書類（減価償却明細、貸借対照表、損益計算書、勘定明細等）を含む）を、債権者の定めた日までに遅滞なく提出していること
- 月次試算表、資金繰実績表、資金繰予定表その他債権者の依頼した資料を、債権者の定めた日までに遅滞なく提出していること

⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があること

この要件は、上記法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ることの要件を補完するもので、経営者等から十分な物的担保の提供がなければ、経営者保証の提供が求められるものではありません。

3. 経営者保証を求めることがやむを得ない場合の債権者の対応

①
 保証契約の必要性
 の説明

経営者保証を求めることがやむを得ない場合には、債権者は、どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか、個別具体的に説明します。またどのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか、個別具体的に説明します。

②
 保証契約変更・
 解除の見直し

保証契約の必要性が解消された場合、保証契約の変更・解除の見直しの可能性があることを説明します。



③
 保証債務履行時の
 履行請求の範囲の説明

保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることを説明します。



④
 適切な保証金額の
 設定

保証契約を締結する際には、形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な開示姿勢等を総合的に勘案して保証金額を設定します。

経営者保証の抱える様々な課題への対応 ～事業承継時の対応～



事業承継時の対応

① 事業承継時の主たる債務者、後継者、旧経営者の対応



1. 主たる債務者、後継者、旧経営者の対応

主たる債務者、後継者、旧経営者には次の対応を求められています。

- 適切な情報開示
債権者からの情報開示要請に対し、適時適切に対応することが必要です。経営方針や事業計画に変更が生じる場合には、より誠実に丁寧に債権者に説明することが求められています。
- 法人と後継者、旧経営者との関係の明確な区分・分離
新規の保証契約締結時と同様に、法人の事業用資産の経営者個人所有の解消や、法人から個人への貸付等による資金の流出の防止など、法人の資産・経理と家計を適切に分離することや金融機関との信頼関係の構築が求められています。

2. 旧経営者の保証解除

次のような状況であれば事業承継時に旧経営者の保証は解除されやすくなります。

- 旧経営者が形式的にも実質的にも経営から退く場合
- 旧経営者が、法人から社会通念上適切な範囲を超える借入を行っている場合には、これが返済される場合
- 法人の返済能力や担保が乏しく、金融機関が旧経営者の資産を、信用補完上保全価値があるものと認識していた場合には、後継者等から同程度の担保が提供される場合

② 債権者の対応

主たる債務者、後継者、旧経営者から必要な情報開示を受けたうえで、次の対応を行います。なお、原則として前経営者と後継者の双方から二重徴求を行いません。

- 経営者の保証債務を当然に後継者に引き継がせず、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法の活用可能性を改めて検討します。
- 旧経営者の保証契約解除につき、旧経営者の実質的な経営権の有無、債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案して、経営者保証の必要性等を適切に判断します。

経営者保証に依存しない融資を検討

- 後継者の保証を求めない
- 旧経営者の保証を解除
- 保証にかわる融資手法の活用

後継者、旧経営者に保証を求めることがやむを得ない場合

- 経営者保証の必要性や解除のためにどのような改善が必要などを説明します
- 適切な保証金額の設定

※事業承継については、事業承継に焦点をあてた「経営者保証に関するガイドラインの特則」が定められていますので、日本商工会議所および全国銀行協会のホームページをご参照ください。



1 保証債務の整理

法人の債務整理と同時に、ガイドラインにもとづき、経営者の保証債務の整理を債権者に対し求めることができます。

保証債務整理の取扱い

1. 対象となる保証人

保証債務整理の対象となる保証人は以下の要件を充足していることが必要となります。

- 法人の法的整理手続または準則型私的整理手続の申立てを同時に行うか、申立中もしくは整理手続が終結していること。
- 債権者たる金融機関の回収金額（法人の債務及び保証債務）が破産手続による配当よりも多くの回収を得られるまたは得られる見込みがあり、経済的合理性が期待できること
- 経営者（保証人）に破産法に定める免責不許可事由が生じていないこと



2. 債務整理の申立方法

保証人は、以下により弁済計画を策定し、対象債権者に債務整理の申出を行います。

- a 支援専門家への相談**
弁護士、会計士、税理士等の支援専門家に対し、個人債務整理の相談を行います。
- b 一時停止（返済猶予）の要請**
原則として、全対象債権者に対し、同時に、一時停止（返済猶予）の要請を行います。
- c 弁済計画の策定**
財産の状況の説明、保証債務の弁済計画、資産の換価・処分方針、対象債権者に対し要請する事項（安定した事業継続のため、一定の資産を手許に残すことを申し出ることができます）を含めた弁済計画を策定します。支援専門家と相談のうえ、保証債務の減免等を含む弁済計画を策定できます。

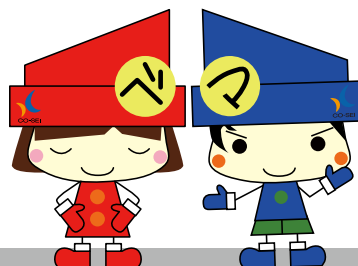
3. 申出を受けた対象債権者の対応

申出を受けた債権者は以下の対応を検討します。

- a 保証人の手許に残す資産（残存資産）の範囲**
保証人の申出に対し債権者として一定の経済合理性があると認められる場合には、破産手続における自由財産に加えて安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に加えることを検討します。
- b 保証債務の弁済計画**
保証人が所有する残存資産以外の資産を処分・換価して弁済価値相当額の分割弁済を行うことにより、自宅に居住し続けることができるようにするなど、資産を処分しないことを検討します。また、弁済条件は保証人の収入等を勘案して検討します。
- c 保証債務の免除**
債権者は、保証人による開示情報の正確性の表明保証等の要件充足を前提に、残存する保証債務の免除要請について誠実に対応します。

2 信用情報機関への登録

ガイドラインにもとづいて保証債務の整理を行った場合、信用情報機関への登録を行いません。



2 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

選択ベンチマーク

10

中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合

5 迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供

選択ベンチマーク

31

融資申込みから実行までの平均日数(債務者区分別、資金使途別)

独自ベンチマーク

法人担当者の人数

※) こちらは金融庁から提示された項目ではなく、当金庫が自主的に設定した指標になります

お客様サービスに関する項目について、ご融資の流れに沿ってまとめています!

プロパー融資に積極的に取り組んでいます!



ご相談からお手元に資金が届くまで

相談

法人担当者の人数

法人担当者は
・令和5年3月末102人
企業支援業務に力を入れています。

受付日～諾否回答通知日

・運転資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
正常先	10.3日	13.2日
要注意先	14.1日	11.8日
その他	17.6日	14.7日

・設備資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
	16.5日	20.2日
	19.6日	21.2日
	N/D	28.0日

たくさんの法人担当者
実行の可否を速やかに
お答えしていきます!

審査

諾否回答通知

受付日～実行日

・運転資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
正常先	19.0日	22.5日
要注意先	21.5日	19.8日
その他	29.6日	24.3日

・設備資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
	38.9日	57.4日
	46.1日	58.4日
	N/D	38.0日

《当金庫の定義》

- ・「選択ベンチマーク 31」は融資申込みから実行までの平均日数を表す項目ですが、お取引先から融資のご相談を受け、回答までの平均日数も併せて公表します。
- ・お取引先の商機を逸さないよう、ご相談にタイムリーに対応できるように取り組んでいます。

実行

信用保証協会付融資額

・運転資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
保証協会付融資 先数	262先	233先
中小企業者全体	1,511先	1,462先
全体における割合	17.3%	15.9%

・融資残高

	令和4年3月末	令和5年3月末
	65億円	59億円
	7,032億円	7,050億円
	0.9%	0.8%

うち、協会100%保証融資額

	令和4年3月末	令和5年3月末
	47億円	43億円
	7,032億円	7,050億円
	0.7%	0.6%

3 本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

収益物件改善プロジェクト

収益不動産に対する融資につきましては、融資期間も長期にわたることから、年2回ご融資させていただいた全物件について、維持管理状況、入居者の確保状況などをフォローアップしております。

家賃低下・入居率低下の見られる物件については【収益物件改善プロジェクト】として、単なる状況把握のみでなく、その原因・対策を詳細にヒアリングし、必要な改装資金の融資、提携している管理会社や保証会社の紹介などお客様と対話し経営改善に向けて積極的に取り組んでいます。

選択ベンチマーク

12 13 23

- ・本業(企業価値の向上)支援先数、及び、全取引先数に占める割合
- ・本業支援先のうち、経営改善が見られた先数
- ・事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合

9 人材育成

選択ベンチマーク

39

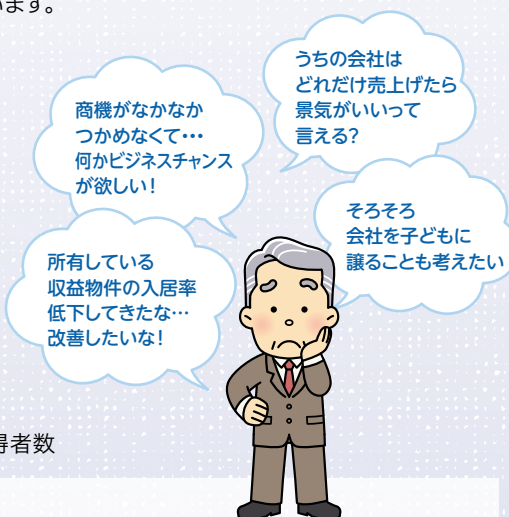
取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、研修等への参加者数、資格取得者数

大阪厚生信用金庫は
本業支援に
取り組んでいます!!



本業支援とは?

回答 企業価値の向上を目的に、企業のライフステージに応じたソリューションの提供を示すものです。企業の現状を分析し、先行きを考え、一緒に最善の結果を目指す取り組みです。



お客様向けセミナー・業務

- ・OSAKAビジネスフェア 2022
- ・OSAKA JOBフェア
- ・地元産品しえんプロジェクト fromしんきんきんき
- ・ビジネスマッチングフェア 2022
- ・人材マッチング「内定エクスプレス」

職員向け本業支援関連研修

「業種別経営分析」
「外部機関の活用」
などを実施。

令和4年4月～令和5年3月の研修開催
参加者: 257名

資格取得者

「中小企業診断士」
「経営支援アドバイザー 2級」
「事業再生アドバイザー」
「事業承継アドバイザー 3級」
「事業性評価 3級」

令和5年3月末現在: 143名

様々な取り組みの結果!!

	本業支援先数	取引先数における本業支援先の割合
本業支援先数 及び全取引先に占める割合	令和3年3月末	51先 4.4%
	令和4年3月末	102先 10.2%
	令和5年3月末	90先 8.0%

	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
本業支援先のうち、 経営改善が見られた先数	19先	42先	20先

	① 実抜計画策定件数	② 未達成先数	②/① 割合
事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合	令和3年3月末	4先 3先	75.0%
	令和4年3月末	3先 0先	0%
	令和5年3月末	8先 5先	62.5%

※単体ベース

《当金庫の定義》

本業支援先

ビジネスマッチングや外部機関との連携等により、融資以外の方法による経営支援を行った取引先

事業再生支援先

当金庫が経営改善支援取り組み先として選定したうちの条件変更先や外部機関を利用し、経営改善を図られている取引先



13